別表

検察庁の名称	事務所
長野地方検察庁	長野県長野市大字長野旭町一一〇八番地　長野地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
長野区検察庁	
飯山区検察庁	
上田区検察庁	
佐久区検察庁	
松本区検察庁	
木曽福島区検察庁	
大町区検察庁	
諏訪区検察庁	
岡谷区検察庁	
飯田区検察庁	
伊那区検察庁	

○新潟地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日新潟地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

新潟地方検察庁検事正　保倉　裕

別表

検察庁の名称	事務所
新潟地方検察庁	新潟県新潟市中央区西大畑町五一九九一番地　新潟地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
新潟区検察庁	
新津区検察庁	
三条区検察庁	
新発田区検察庁	
村上区検察庁	
長岡区検察庁	
十日町区検察庁	
柏崎区検察庁	
南魚沼区検察庁	
高田区検察庁	
糸魚川区検察庁	
佐渡区検察庁	

○大阪地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日大阪地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

大阪地方検察庁検事正　北村　道夫

別表

検察庁の名称	事務所
大阪地方検察庁	大阪府大阪市福島区福島一丁目一番六〇号大阪中之島合同庁舎　大阪地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口
大阪区検察庁	
大阪池田区検察庁	
豊中区検察庁	
吹田区検察庁	
茨木区検察庁	
東大阪区検察庁	
枚方区検察庁	
堺区検察庁	
富田林区検察庁	
羽曳野区検察庁	
岸和田区検察庁	
佐野区検察庁	

○京都地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日京都地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

京都地方検察庁検事正　太田　茂

別表

検察庁の名称	事務所
京都地方検察庁	京都府京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町八二番地　京都法務合同庁舎　京都地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口
京都区検察庁	
伏見区検察庁	
右京区検察庁	
向日町区検察庁	
木津区検察庁	
宇治区検察庁	
園部区検察庁	
亀岡区検察庁	
宮津区検察庁	
京丹後区検察庁	
舞鶴区検察庁	
福知山区検察庁	

○神戸地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日神戸地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

神戸地方検察庁検事正　吉田　統宏

別表

検察庁の名称	事務所
神戸地方検察庁	兵庫県神戸市中央区橘通一丁目四番一号　神戸地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口
神戸区検察庁	
西宮区検察庁	
伊丹区検察庁	
尼崎区検察庁	
明石区検察庁	
篠山区検察庁	
柏原区検察庁	
姫路区検察庁	
加古川区検察庁	

社区検察庁	
龍野区検察庁	
豊岡区検察庁	
浜坂区検察庁	
洲本区検察庁	

○奈良地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日奈良地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

奈良地方検察庁検事正　窪田　守雄

別表

検察庁の名称	事務所
奈良地方検察庁	奈良県奈良市登大路町一番地の一　奈良地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
奈良区検察庁	
葛城区検察庁	
宇陀区検察庁	
五條区検察庁	
吉野区検察庁	

○大津地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日大津地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

大津地方検察庁検事正　佐久間達哉